

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 2 2 日

各都道府県 水防担当課長 殿

水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長

要配慮者利用施設における避難の取り組み促進に向けた事例集について（周知）

平素より水防法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施の支援にご理解・ご協力賜り御礼申し上げます。

2017年(平成29年)に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられました。また、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(2019年(平成31年)1月29日)においては、2021年度末までに市町村の地域防災計画に定められた全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。

各要配慮者利用施設におかれましては、着実に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を行って頂いているところですが、今般、実際に発生した水害において、事前に備えていたために効果的に避難等を実施し、利用者の安全を確保できた事例を収集の上で、「要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集」としてとりまとめましたので周知いたします。

(別添1)

また、平成31年4月25日付事務連絡にて周知しておりました、「要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集」について、今般新たな事例を追加し、更新しましたので改めて周知いたします。(別添2)

つきましては、貴都道府県における避難確保計画作成の促進に向けた各種取り組みに活用頂くとともに、関係する市区町村に周知をお願いいたします。

なお、本事例集は国土交通省のホームページで公表しております。

公表 URL :

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 三村

津波水防係長 太田

電話 : 03-5253-8460 (内 35457)

FAX : 03-5253-1603

要配慮者利用施設における 水害からの避難の取り組みの成果事例集

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

令和2年4月

はじめに

- 本事例集は、要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みを収集の上、これをとりまとめたものである。
- 水防法に基づく、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が進んでいるところであるが、実際に避難の取り組みが成果を挙げた事例を紹介することで、より一層の取り組みの促進が図られることを期待する。

目次

1. 特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例
(平成29年7月の大雨)
2. グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例
(平成30年7月豪雨)
3. 川越キングスガーデンの事例
(令和元年台風第19号(令和元年東日本台風))

特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【秋田県大仙市】

【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正（平成28年10月）
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大雨での
迅速な避難

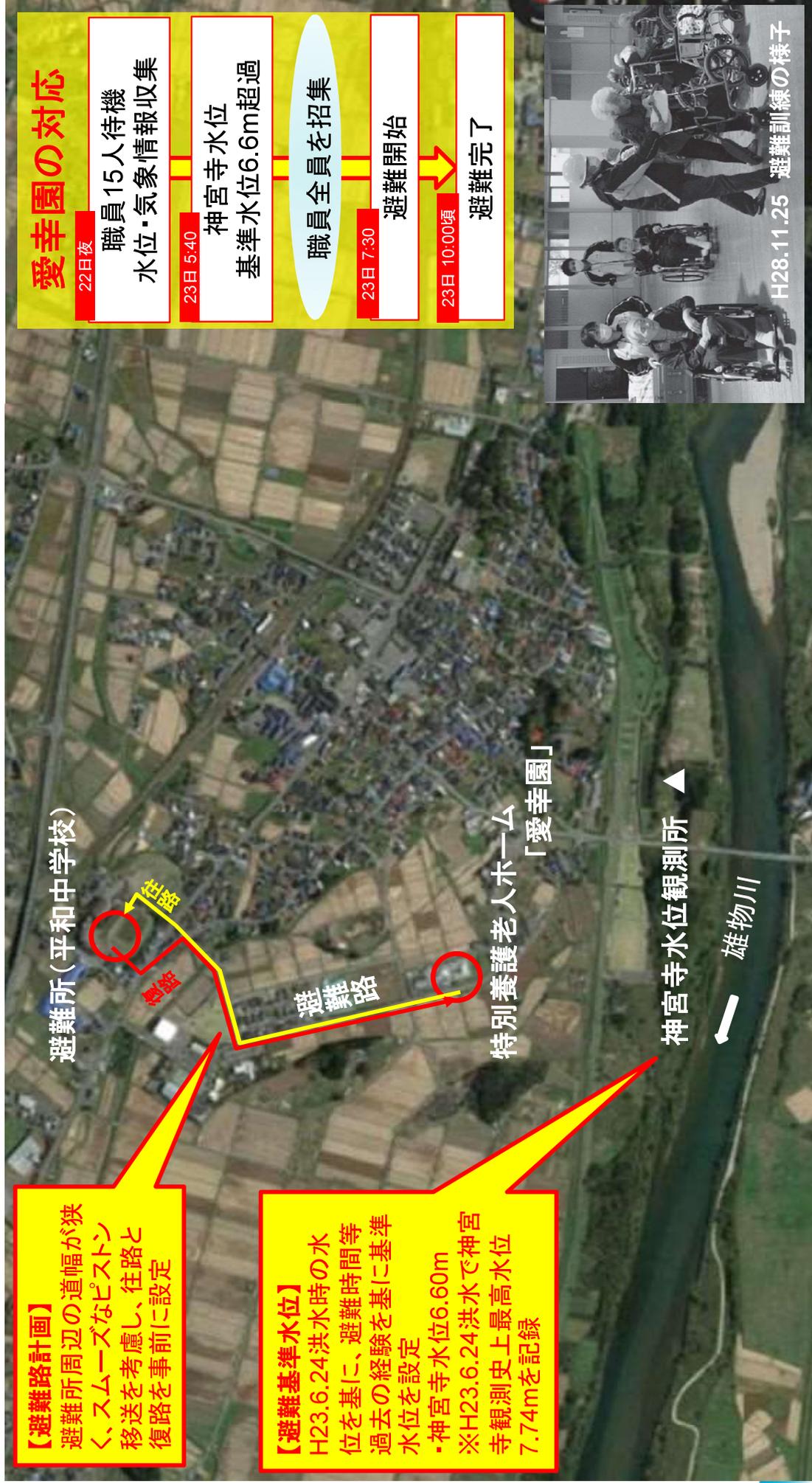


【避難路計画】

避難所周辺の道幅が狭く、スムーズなピストン移送を考慮し、往路と復路を事前に設定

【避難基準水位】

H23.6.24洪水時の水位を基に、避難時間等過去の経験を基に基準水位を設定
 ・神宮寺水位6.60m
 ※H23.6.24洪水で神宮寺観測史上最高水位7.74mを記録



グループホームメデイフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

○グループホームメデイフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。

○平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

施設の概要・取組

＜施設の概要＞

- 平屋の建物に27名（メデイフル藤田18名、メデイフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

＜施設取組＞

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。



メデイフル藤田、藤田東館

避難

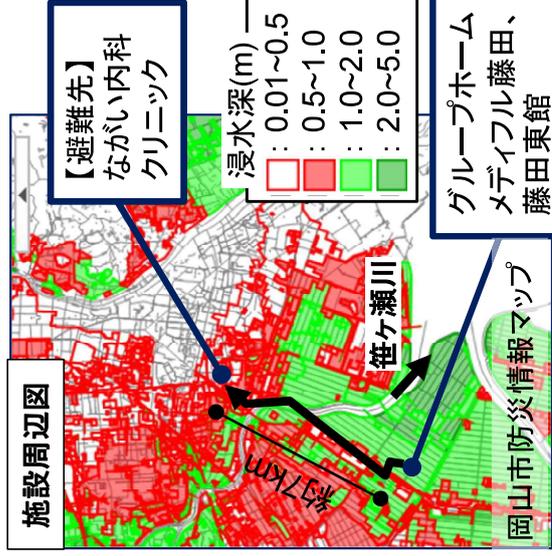


ながい内科クリニック

※両施設とも、医療法人よつば会が運営

平成30年7月豪雨における避難の概要

施設周辺図



【事前の周知】

大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

【配車表を活用】

計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。



避難の時系列

避難準備・高齢者等避難開始 発令
7月6日 6:30

避難開始
7月6日 00:00

避難完了
7月6日 12:00

避難指示 発令
7月6日 22:45



特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

【川越キングスガーデン】

- ・平成19年の出水を受けて防災マニュアルを作成
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の作成・提出（平成31年1月）

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃 重篤者の移動、避難のための準備を開始
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告

越辺川の破堤

13日 4時 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



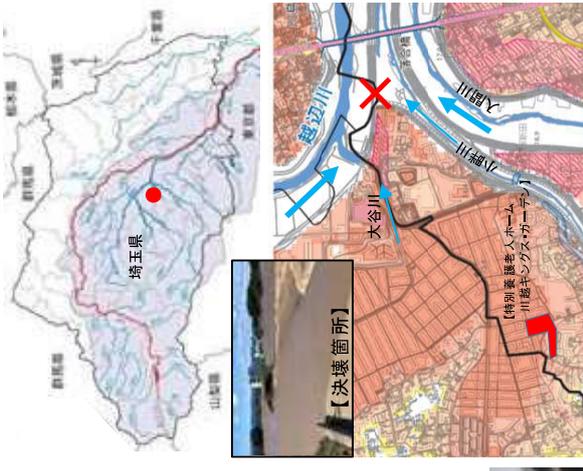
【特別養護老人ホーム
川越キングスガーデン】
利用者100人

A棟

B棟

C棟

スロープ・階段によりC棟 (2階) へ避難





国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel:03-5253-8111(内線:35439,35457)

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成推進に向けた 地方公共団体等の取組事例集

国土交通省 水管理・保全局
河川環境課 水防企画室

令和2年4月

- 平成31年3月 初版公表
- 令和2年4月 第2版公表
 - ・ 地域全体での取組事例
（白石市） を追加

- 平成29年5月に水防法が改正され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。
- 平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっており、多くの市町村で計画作成をより一層推進する必要がある。一方で、計画作成が進んでいる先進的な地方公共団体もある。
- 本事例集は、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、全国の地方公共団体に参考いただくことで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を促進するものである。

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

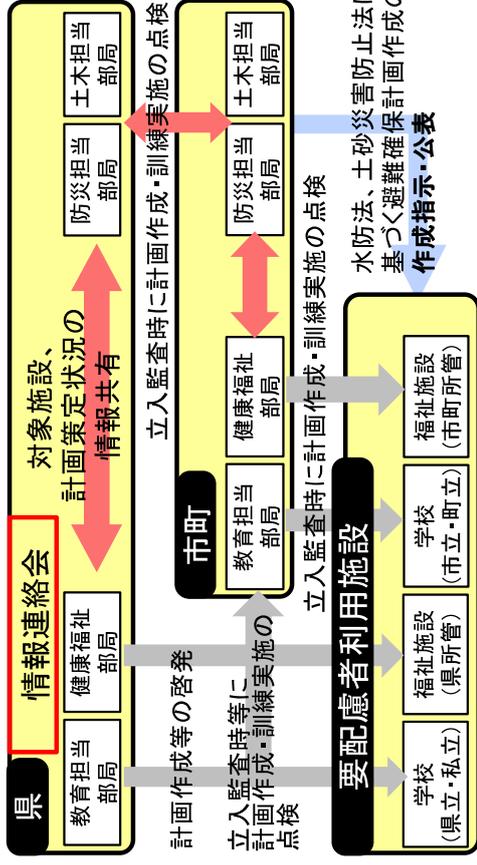
- 計画作成を促進するための体制構築
- 地域特性等を踏まえた独自の計画ひな形
- 各施設への個別対応など
- 計画の作成依頼や提出方法を工夫
- 市町村に対する支援
- 講習会プロジェクト

計画作成を促進するための体制構築

- 河川・土木部局の呼びかけのもと、防災部局のみならず、防災部局や教育部局や施設部局等施設を所管する部局との連携体制を構築
- 徳島県では、河川部局に避難確保計画作成促進のための専任の職員を配置

香川県の体制

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定

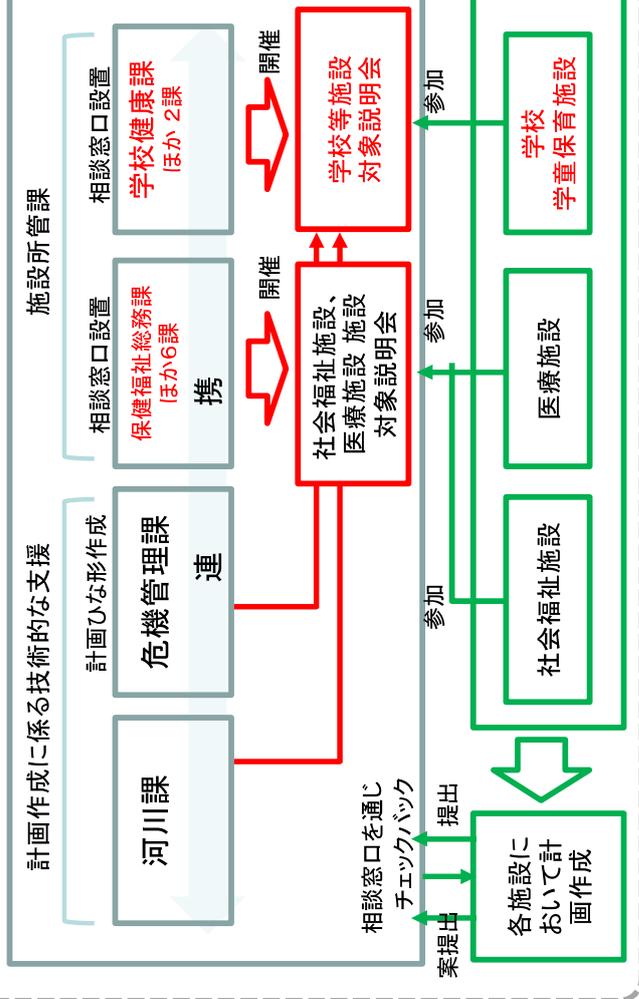


徳島県の体制

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する委嘱職員）を配置、担当者が県内市町村や施設を直接支援
- 対象施設によって馴染みのない河川部局からの連絡で最初は戸惑う施設もあったが、法改正の趣旨等を丁寧に説明することにより、コミュニケーションを確立

宇都宮市の体制

- 関係部局から構成される「庁内関係会議」を結成、庁内関係課の役割分担や進め方を協議して連携体制を構築
- 施設所管課毎に相談窓口を設定（会議自体は定期的に開催していないが、防災・河川部局が中心となって情報共有等は緊密に実施）



適切な役割分担により取組を効果的に促進

地域特性等を踏まえた独自のひな形

○市の防災体制や地域特性を考慮し、避難勧告等の発令基準や確認すべき水位計の情報等をあらかじめ入力した独自のひな形

○国土交通省作成の手引き・ひな形をよりコンパクト化

水戸市のひな形

体制	作制独立の判断期間	発令基準	発令方法
注警体制	水戸市に大雨洪水注意警報発表 ・ 那須川洪水警報水位が はん濫警戒水位(4m) に達したとき等	・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集 ・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機
警戒体制	水戸市に大雨洪水警報発表 ・ 那須川洪水警報水位が 避難判断水位(6.4m) に達するおそれがあるとき等 ・ 那須川市から避難が入る。	・ 使用する資材の準備 ・ 入居(退)者の家族等への手配 ・ 避難所における、外食準備 ・ 周辺住民への警戒協力が依頼	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機
非常体制	大雨洪水警報発表 ・ 避難勧告等の発令 ・ 那須川洪水警報水位が 避難判断水位(6.4m) を超過し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、はん濫警戒水位(6.8m)に達したとき ・ 水戸市から避難が入る。 ・ 危険の発生を踏まえ、等	・ 避難勧告 ・ 警戒区域以外の利用者は、危険区域の避難誘導 ・ 避難所から避難が入る。	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれないことと早く開始の避難を想定しておく。

7. 地域との連携

(1) 日頃から、地域との関係が密で、非常災害時には、(地域住民)からの支援し、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方の連携を行うよう努める。

(2) 避難と避難が行うために、地域の自治会や団体の在任者の連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

○水戸市内における避難勧告等の発令基準を記入済み

栗原市のひな形

体制	作制独立の判断期間	発令基準	発令方法
注警体制	水戸市に大雨洪水注意警報発表 ・ 那須川洪水警報水位が はん濫警戒水位(4m) に達したとき等	・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集 ・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機
警戒体制	水戸市に大雨洪水警報発表 ・ 那須川洪水警報水位が 避難判断水位(6.4m) に達するおそれがあるとき等 ・ 那須川市から避難が入る。	・ 使用する資材の準備 ・ 入居(退)者の家族等への手配 ・ 避難所における、外食準備 ・ 周辺住民への警戒協力が依頼	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機
非常体制	大雨洪水警報発表 ・ 避難勧告等の発令 ・ 那須川洪水警報水位が 避難判断水位(6.4m) を超過し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、はん濫警戒水位(6.8m)に達したとき ・ 水戸市から避難が入る。 ・ 危険の発生を踏まえ、等	・ 避難勧告 ・ 警戒区域以外の利用者は、危険区域の避難誘導 ・ 避難所から避難が入る。	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれないことと早く開始の避難を想定しておく。

7. 地域との連携

(1) 日頃から、地域との関係が密で、非常災害時には、(地域住民)からの支援し、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方の連携を行うよう努める。

(2) 避難と避難が行うために、地域の自治会や団体の在任者の連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

○栗原市の地域特性を基に、確認すべき河川や水位計の情報を記入済み

徳島県のひな形

体制	作制独立の判断期間	発令基準	発令方法
注警体制	水戸市に大雨洪水注意警報発表 ・ 那須川洪水警報水位が はん濫警戒水位(4m) に達したとき等	・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集 ・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機
警戒体制	水戸市に大雨洪水警報発表 ・ 那須川洪水警報水位が 避難判断水位(6.4m) に達するおそれがあるとき等 ・ 那須川市から避難が入る。	・ 使用する資材の準備 ・ 入居(退)者の家族等への手配 ・ 避難所における、外食準備 ・ 周辺住民への警戒協力が依頼	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機
非常体制	大雨洪水警報発表 ・ 避難勧告等の発令 ・ 那須川洪水警報水位が 避難判断水位(6.4m) を超過し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、はん濫警戒水位(6.8m)に達したとき ・ 水戸市から避難が入る。 ・ 危険の発生を踏まえ、等	・ 避難勧告 ・ 警戒区域以外の利用者は、危険区域の避難誘導 ・ 避難所から避難が入る。	放送、マイク、インターホン、音響機器、拡声機

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれないことと早く開始の避難を想定しておく。

7. 地域との連携

(1) 日頃から、地域との関係が密で、非常災害時には、(地域住民)からの支援し、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方の連携を行うよう努める。

(2) 避難と避難が行うために、地域の自治会や団体の在任者の連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

○国土交通省の手引き・ひな形から要点を絞り込み、県独自のひな形として作成

計画作成における施設管理者の負担を軽減



各施設への個別対応など

- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

水戸市の対応

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

徳島県の対応

- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を**電話等で直接説明**

宇都宮市の対応

- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口**となる職員を配置

(窓口への相談で課題解決した例)

近隣に指定緊急避難場所がなく、避難確保計画に避難場所を盛り込むことが困難な施設からの相談を受け、施設所管課において避難場所として活用できる所管施設を紹介

大仙市の対応

- 水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から各施設管理者に対し計画の作成を依頼してきた。
- 市内全127施設において計画書が提出されるまで継続して作成を依頼し、**必要に応じて職員が直接指導**を行ってきた。

細やかな対応により施設管理者の理解を促進

計画の作成依頼や提出方法を工夫

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切り間に間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出 → 本提出）の提出

安来市の依頼

市の公文書 で依頼

安 防 第 2 3 0 号
平成29年10月17日

御中

安来市長 近藤宏樹
(総務部防災課)

避難確保計画の提出について（通知）

平素より、安来市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務となりました。
つきましては、貴施設に該当する想定災害の「浸水」「土砂災害」に対する避難確保計画（写し）と、別添の調査票を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出していただくもの
(1) 避難確保計画（写し）
※現在、避難確保計画を策定していない場合
① (2) の調査票に作成予定をご記入のうえ提出してください。
② 避難確保計画を策定されたら、写しを提出してください。
- (2) 避難確保計画及び避難訓練にかかわる状況調査票

施設が提出予定 時期を報告

3. 提出方法
郵送、持参、Eメール、FAX
4. 締切り
平成29年11月22日（水）

宇都宮市の依頼

宇都宮市

施設所管課
河川課
危機管理課

①説明会を開催

②避難確保計画案
を提出
一週間程度

③計画案の確認
修正事項を指摘

④指摘事項を反映
計画を提出

対象施設



案段階での 計画提出

高い計画提出率を実現

市町村に対する支援

- GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示し、市町村へ提供
- 市町村毎に病院、福祉施設、児童施設など3施設における計画作成事例の過程を取りまとめ、参考資料として市町村に提供

香川県の支援



- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

- 県内の施設を対象としたアンケートを実施
- 水防法改正による義務化を知らない施設が相当数存在

施設に対する**繰り返し**の周知が**重要**

市町村における対象施設選定の負担を軽減

徳島県の支援

佐野町での要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例について

佐野町要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例を作ってみましたので、参考にしてください。

○○町での浸水被害時の対応を考えると、

事例1 医療法人 ○○○○ 病院（医療・高齢者支援施設）での避難確保計画の検討

医療法人 ○○○○ の中心施設 ○○○○ 病棟と隣接施設の「グループホーム○○○○（グループホーム○○○○）」「サービス付き高齢者向け住宅○○○○」○○○○の共有施設で、介護型で3床、避難型で3床とされており、グループホームも平屋建てで、「アイリス」は2階建ての学習性として20部屋、雑居入居で20部屋、1階がデイサービスとなっております。

しかし、この地域の○○川洪水時の浸水深は5~10m（想定最大浸水）となっており、全ての施設が浸水想定区域の範囲内であることから、近隣の指定緊急避難場所である「○○○○○○○○○○」が収容人員が限られ、少し距離がありますが「○○○○○○○○」へのスムーズな避難誘導を行うような対策を検討する必要があります。

避難ケース1

避難者を単に常態せよと速やかに、順道○○-○○橋を北上し、○○○○○○ 交差点を右折し、○○○○ 西折を○○川に沿って北上し、○○橋を右折し○○町民センターに避難する。

避難ケース2

県道○○-○○線を北上し、○○○○○○ 交差点を右折し、○○○○○○○○を右折し北上し、○○○○○○」に避難する。

事例2 徳立行政法人国立病院機構 ○○○○○○○○○○（医療・児童・障害者支援施設）での避難確保計画の検討

○○○○○○○○○○ は一般の診療科（有床入院病棟）、障害児入所施設（重症心身障害児（者）施設）、障害者就業・生活支援センター、院内保護施設が一部敷内に設置されています。中心の東部病舎棟は4階建てではありますが、この地区は○○川・○○川に挟まれた浸水想定区域の要配慮者利用施設として、○○町地域防災計画に収録されており、とりわけ、この施設は自力で移動が困難な重症心身の障害児（者）が入所する施設であり、また、入所者林での入居患者、院内病棟での乳幼児と、要配慮者を多く抱える施設である上、○○川・○○川の浸水深が5~10mにも及ぶ想定であり、右風等に伴う○○川の洪水被害や今後の施設の更新予定を鑑みて、避難確保計画の見直しが必要と認められています。

避難ケース1

この施設全体が○○川・○○川洪水時の浸水深5~10mに初水に達しないため、重症心身障害児（者）や乳幼児の避難を確保するためにリスクの低減を図る必要があり、避難確保計画見直し時に佐野町指定緊急避難場所への誘導が必要な施設があると思われ、避難確保計画の検討を促すこととなります。

この場合、一番近くには○○町民センターと○○町中央公民館としての利用を検討して頂く、少し距離があるが、「○○町民センター」には重度の寝たきりの（重症心身障害児（者））が入所しており、「○○重症センター」には軽度の寝たきりの（重症心身障害児（者））が入所しており、この人たちの移動には時間と人員が必要であり、高標準に避難を行うが、また、緊急避難時に最上階への移動を行うということも検討する必要があると思われ、また、

- 具体の事例を用いて、避難経路の選定等避難確保計画作成のプロセスを市町村に例示

市町村の担当者の理解促進

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を推進行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

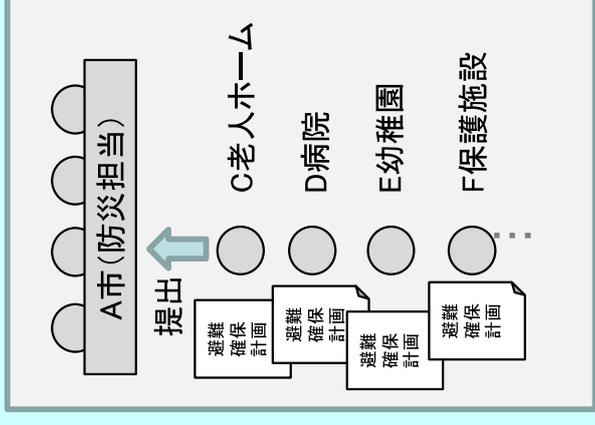
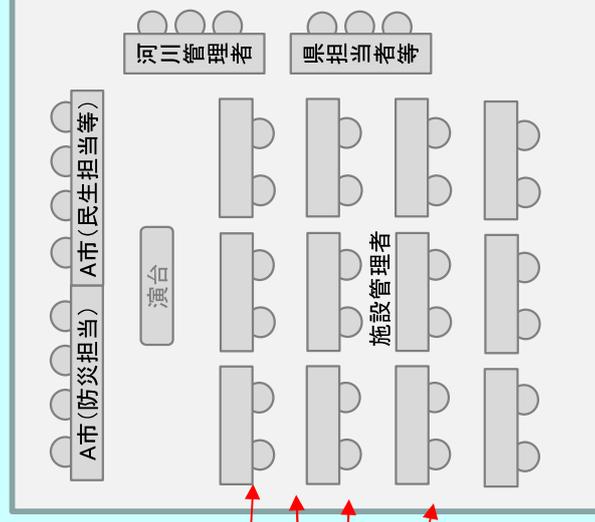
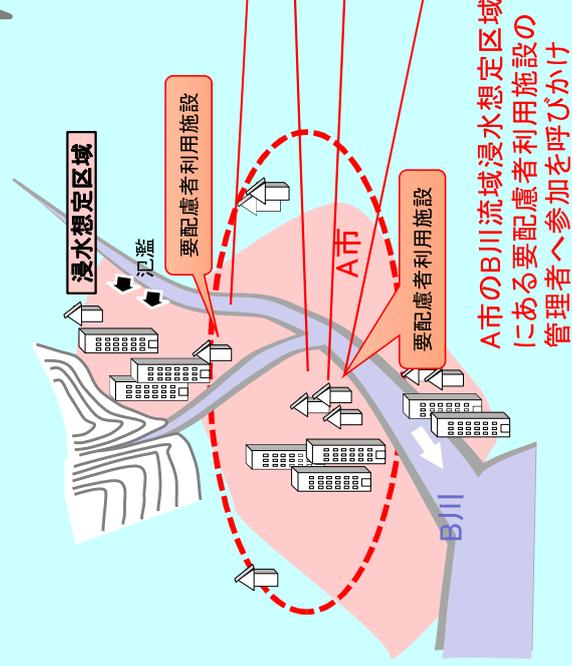
【講習会運営フロー】

A市にて企画・立案

A市B川流域の
対象施設管理者の招集

計画作成に関する
講習会の実施

(講習会后)
避難確保計画の提出



- ・H29年度に津市にて先行的に実施し、講習会運営マニュアルを作成
- ・H30年度には全国12市町で先行的に実施し、取組を拡大

○平成29年11月に三重県津市において、講習会を開催（前期・後期の2部構成で開催）
 ○前期講習会では、有識者や河川管理者等が計画作成に向けたポイントを説明し、計画案の検討を依頼
 ○後期講習会では、少人数のグループに分かれて他施設管理者と計画作成上の課題や取組等を共有
 ○講習会実施後、参加施設の管理者は作成した計画を提出

【プロジェクト実施の効果】
 講習会に参加した全90施設で計画作成が完了

講習会の開催状況

前期講習会
【開催日時】
 ○平成29年11月7日（火）14：00～16：00
 ○参加施設数 75施設
【次第】
 ・特別講演：「避難確保計画作成の必要性について」（三重大学大学院 川口 淳 准教授）
 ・関係機関からの話題提供
 ・津市における災害時の防災情報伝達について（津市）
 ・避難確保計画の作成方法について（中部地方整備局）



会場全体の状況

後期講習会
【開催日時】
 ○平成29年11月30日（木）14：00～16：00
 ○参加施設数 60施設 ※前後期合わせて90施設参加
【次第】
 ・ワールドカフェによる課題と知恵の共有
 ～避難させることができず計画を作成するために～
 (テーマ1) 作成した（作成中の）計画で避難させることができずか？
 (テーマ2) 要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える（協力できる）ことがありますか？



テーブルでの意見集約状況

- ◆付箋紙(赤)：第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄)：第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青)：第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね！の●シールを貼付

平成30年度講習会プロジェクトの実施(全国12市町)

- 三重県津市での実施を踏まえ、講習会プロジェクトの企画・運営マニュアルを作成
- 平成30年度は、全国12の市町で講習会プロジェクトを実施
- 施設管理者等が抱える課題の解決などにより、避難確保計画作成に貢献

都道府県	市町村	前期 (座学) 参加施設数	後期 (意見交換) 参加施設数	計画提出状況 (H30.2.5時点)	備考
北海道	帯広市	101	79	集計中	
青森県	五所川原市	100	81	75(69%)	
岩手県	花巻市	28	-	集計中	
秋田県	能代市	27	12	23(82%)	
秋田県	由利本荘市	45	28	47(89%)	
埼玉県	川越市	94	61	63(57%)	
新潟県	新発田市	27	-	22(81%)	
岐阜県	安八町	14	15	集計中	
和歌山県	紀の川市	27	23	集計中	
岡山県	岡山市	155	-	集計中	
香川県	三豊市	28	-	20(71%)	
宮崎県	延岡市	193	193	集計中	

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

○国土交通省では、避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体に対して平成30年度にヒアリングを実施した。次項以降では、それらの地方公共団体の取組を紹介する。

<取組を紹介する地方公共団体>

避難確保計画の作成が進んでいる市町村

市町村	対象施設数	計画作成率	備考
水戸市（茨城県）	67	97.0%	
宇都宮市（栃木県）	49	100%	
安来市（島根県）	51	80.4%	

避難確保計画の作成が進んでいる都道府県

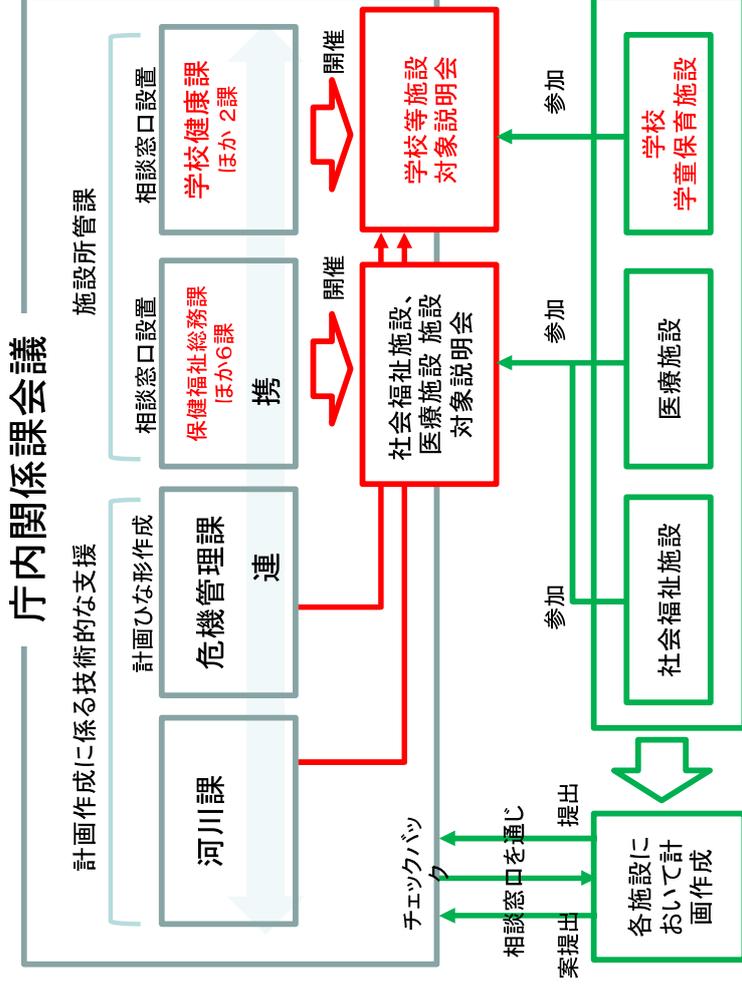
都道府県	対象施設数	計画作成率	備考
徳島県	1,735	44.4%	県内半数以上の対象市町村で50%以上の計画作成率
香川県	658	35.7%	県内全ての対象市町村で10%以上の計画作成率（全国唯一）

数字はH30.3時点。ただし、宇都宮市はH30.10時点。

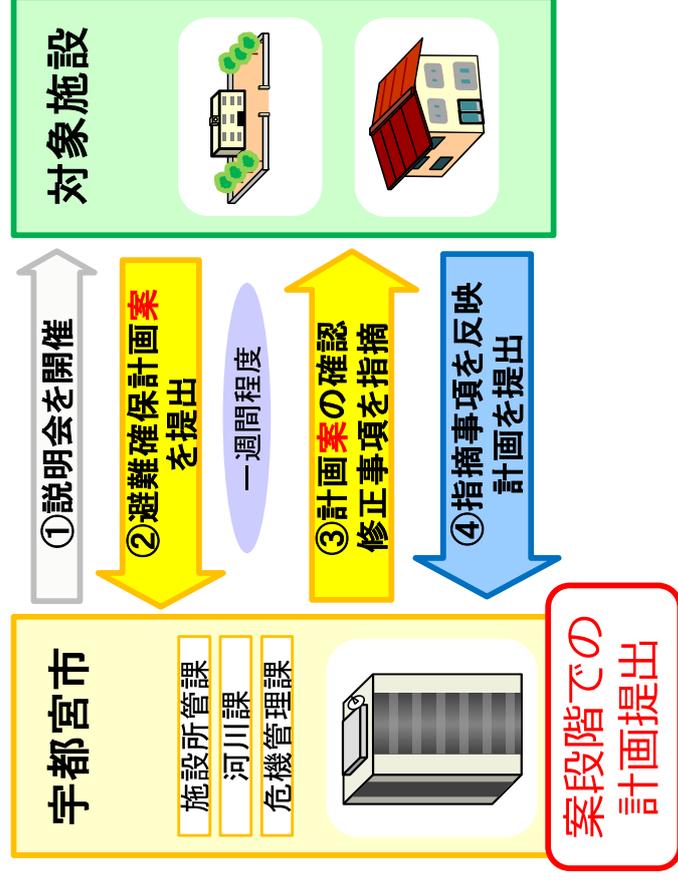
宇都宮市の取組事例

- 庁内関係部局から構成される「**庁内関係課会議**」を結成し、役割分担や進め方を協議して連携体制を構築。
- 施設所管毎に相談窓口を設定し、「庁内関係課会議」が一体となって計画作成を支援。
- 案段階の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

< 庁内関係課会議を設立 >



< 計画の提出方法に工夫 >



避難確保計画の作成状況
(平成30年10月末時点) **100%**(49/49)

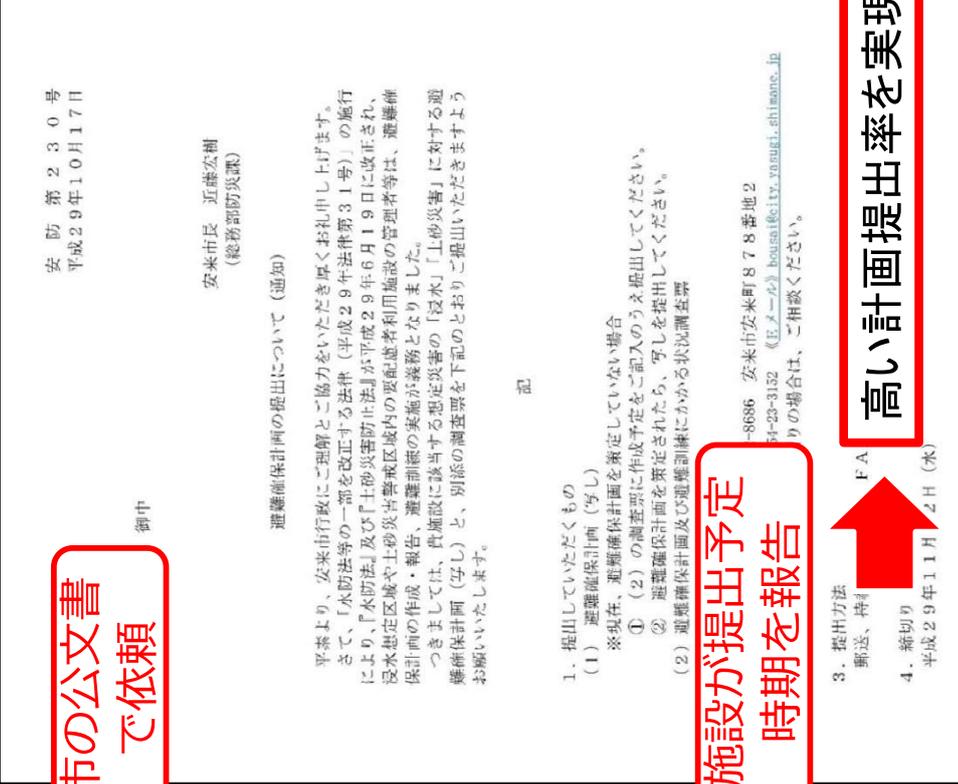
施設に対して効果的な助言・はたらきかけ

安来市の取組事例

- 施設に対し、市町村長名の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、**施設管理者が自ら提出期限を設定**
- 暫定版の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

＜計画作成依頼方法を工夫＞

**市の公文書
で依頼**



＜計画の提出方法に工夫＞

消防計画等既存の計画に必要事項を追記する等の助言



避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点)

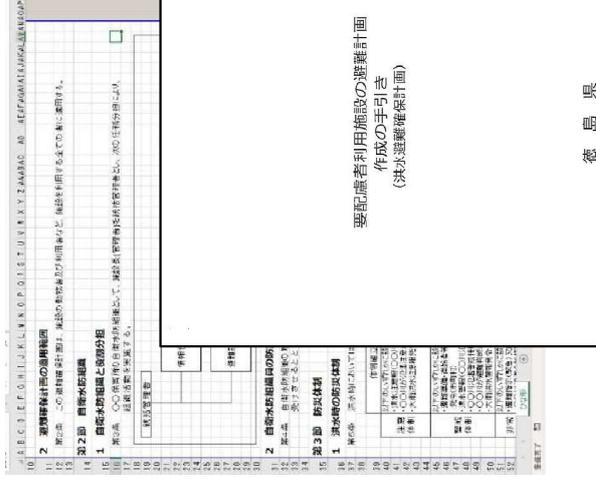
80% (41/51)

- 河川整備課内に**専任の担当者**を配置し、法改正の内容や計画作成方法を個別で説明し、計画作成を推進。
- 国交省が公表している資料を参考に県独自に計画作成の手引きを作成。
- 大規模氾濫減災協議会等において市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供し、市町村の担当者の理解を促進

＜専任担当者の配置＞

- 河川整備課内に**専任の担当者**（河川行政の経験を有する嘱託職員）を配置。
- 水防法改正による避難確保計画作成の義務化や計画作成の方法を**電話等で直接説明**。

＜独自のひな形の作成＞



施設種別	避難計画
1. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
2. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
3. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
4. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
5. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
6. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
7. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
8. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
9. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
10. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
11. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
12. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
13. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
14. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
15. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
16. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
17. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
18. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
19. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
20. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
21. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
22. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
23. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
24. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
25. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
26. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
27. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
28. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
29. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
30. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
31. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
32. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
33. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
34. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
35. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
36. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
37. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
38. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
39. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
40. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
41. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
42. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
43. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
44. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
45. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
46. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
47. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
48. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
49. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
50. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
51. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
52. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
53. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
54. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
55. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
56. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
57. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
58. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
59. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
60. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
61. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
62. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
63. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
64. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
65. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
66. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
67. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
68. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
69. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
70. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
71. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
72. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
73. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
74. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
75. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
76. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
77. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
78. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
79. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
80. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
81. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
82. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
83. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
84. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
85. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
86. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
87. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
88. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
89. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
90. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
91. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
92. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
93. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
94. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
95. 介護施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
96. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
97. 高齢者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
98. 障害者施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
99. 要配慮者利用施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。
100. 児童福祉施設	避難計画を策定し、避難経路を確保する。

県作成のひな形

- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に要点を絞り込んだ**独自のひな形を公表**することで**施設の計画作成における負担を軽減**

＜市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供＞

坂野町での要配慮者利用施設等災害対策計画の事例について
 坂野町要配慮者利用施設等災害対策計画の事例を作ってみましたので、参考にしてください。

○○町での洪水被害時の対応を考えると。

事例1 医療法人 ○○○○ 病院（健康・高齢者支援施設）での避難確保計画の検討

医療法人 ○○○○ の中心施設「○○病院」と隣接施設の「グループホーム○○○○」「サービス付き高齢者向け住宅○○○○」「○○○○」「○○○○」があります。「○○病院」は4階建ての複合施設で、介護型で24床、退院型で36床となっており、各グループホームも早急型で、「アリアス」は2階建ての介護型として20部屋、短期入所者20部屋、1階がデイサービスとなっております。

しかし、この地域の○○川は水質の悪化は5～10m（想定最大水位）となっており、全ての施設が浸水想定区域内の施設であることから、近隣の指定緊急避難場所である「○○○○○○○○○○」が収容人員が限られ、少し距離がありますが、「○○○○○○○○○○」へのスムーズな避難が行えるような訓練を創出する必要があります。

避難ケース1
 要配慮者を車に乗せると同時に、施設○○～○○川を北上し、○○○○○○○○ 交差点を右折し、○○○○ 病院を○○川に沿って北上、○○ 橋を右折して○○町民センターに避難する。

避難ケース2

市町村の担当者の理解を促進

避難確保計画の作成状況
 （平成30年9月末時点） **47% (843/1,788)**
 県内半数以上の対象市町村で計画作成率50%以上

- 小規模な要配慮者利用施設では、人員や機材の不足により、迅速な避難が困難な場合がある。
- 白石市では、自動車販売会社と協定を締結し、災害時に福祉車両を借り受けすることで、要配慮者利用施設（グループホーム）の利用者の避難へ活用できている。
- 市・自動車販売会社・グループホームでの合同訓練を実施している。
- 市内の他の要配慮者利用施設でも協定に基づく福祉車両の提供、合同訓練を検討。

